

[保健福祉部 社会福祉課 所管]

○社会福祉事務に要する経費（03010104） 2,188 千円（7,567 千円） 予算書 P66

〈国・県：1 千円 一財：2,187 千円〉

＊特定財源積算根拠

- ・県負：行旅病人取扱費負担金 1,000 円

（目的及び期待する効果）

福祉の増進強化を図るため、各種サービスを充実させる。

（内容）

各種団体への負担金及び補助金を助成し、福祉の増進強化を図る。

八坂公園内にある平和の像周辺を整備する。

平和の像周辺整備工事費 484,000 円（新規事業）

○民生委員活動に要する経費（03010105） 4,659 千円（4,659 千円） 予算書 P67

〈国・県：25 千円 一財：4,634 千円〉

＊特定財源積算根拠

- ・県委：民生委員推薦会交付金 25,000 円

（目的及び期待する効果）

民生委員は、社会奉仕の精神をもって保護指導にあたり、関係機関との協力及び連携により社会福祉の増進に努める。

（内容）

民生委員・児童委員 89 人

坂東市民生委員協議会に対する助成 490,000 円

- ・福祉委員報酬

市の民生委員児童委員を市福祉委員として委嘱し、市や市福祉事務所が福祉調査及び福祉事務の執行を依頼する。

報酬総額 3,560,000 円 89 人×40,000 円

○障害者福祉に要する経費（03010106） 22,188 千円（21,225 千円） 予算書 P68

[総務部 総務課 所管 512 千円含む]

〈国・県：9,709 千円 一財：12,479 千円〉

＊特定財源積算根拠

- ・国負：特別障害者手当等給付費負担金 8,748,000 円
- ・国補：社会資本整備総合交付金（重度障害者住宅リフォーム助成事業） 247,000 円
- ・国委：特別児童扶養手当事務取扱交付金 191,000 円
- ・県補：軽度・中等度難聴児補聴器購入支援事業補助金 37,000 円
- ・県補：在宅障害児福祉手当補助金 486,000 円

（目的及び期待する効果）

障害者の福祉の増進強化を図るため、手当等により障害者の生活が守られ、また、住宅リフォーム・公共交通利用料金助成事業費等により、障害者がスムーズに生活できるなど、日常生活の良好な環境が獲得でき、更生につながる効果は大きい。

（内容）

- ・障害者相談員謝礼

平成 24 年 4 月 1 日から身体障害者福祉法及び知的障害者福祉法の一部改正によって、身体障害者相談員及び知的障害者相談員の委嘱事務が市町村へ移譲されたことに伴い、報償費を支給する。

- 身体障害者相談員 3人 60,000円 知的障害者相談員 2人 40,000円
- ・障害者手帳交付用診断書代補助事業
身体・精神に障害を有する者に、障害者手帳・通院受給者証交付申請に必要な診断書代を助成することにより福祉の向上を図る。
障害者手帳・通院受給者証等診断書代 440人 1,100,000円
 - ・特別障害者手当等支給事業
手当は、特別障害者（児）に対して支給される。政令で定める程度の著しく重度の障害の状態にあるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする者を対象者としている。
特別障害者手当 25人 障害児福祉手当 16人 経過的手当 0人
手当総額 11,664,480円
 - ・重度障害者（児）住宅リフォーム助成事業
居住している住居を障害に合わせた状態にリフォームすることにより障害者の住宅環境を整え、日常生活がスムーズに営めるよう住宅生活の便宜を図る。
550,000円
 - ・ミニファックス使用事業
聴覚障害で、コミュニケーションの手段としてファクシミリを利用している世帯に対し、リース料金を助成し、社会参加への促進を図る。
55,176円
 - ・障害者公共交通利用料金助成事業
障害者に対し、医療機関等への通院等に要する公共交通料金の一部を助成する。（公共交通利用券の交付）
90人 837,000円
 - ・難病患者福祉手当支給事業
難病患者に対し、経済的負担の軽減を図る。
286人×10,000円 2,860,000円
 - ・軽度・中等度難聴児補聴器購入支援事業費
身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度難聴児に対して、補聴器等の購入等に要する経費を助成する。
74,000円
 - ・在宅障害児福祉手当
在宅障害児を養育している保護者に手当を支給することにより、経済的、精神的負担の軽減を図り、障害児童の健全な育成を助ける。
80人 2,886,000円

○障害者自立支援事務に要する経費（03010107） 4,511千円（4,643千円） 予算書 P69

〔総務部 総務課 所管 835千円含む〕

〈国・県：758千円 一財：3,753千円〉

＊特定財源積算根拠

- ・国補：障害者地域生活支援事業費等補助金 758,000円

（目的及び期待する効果）

障害者が自らサービスを選択し、契約を結んでサービスを受ける支援費制度の円滑な実施を目的とする。

（内容）

- ・障害者審査会等事務費
障害者サービスの受給に必要な障害者審査会等に係る経費及びサービス事業者への補助金を助成し、福祉の増進強化を図る。

・ 障害者審査会委員報酬	888,000 円
・ 医師意見書作成手数料	628,560 円
・ 国保連共同処理支払事務手数料	1,362,240 円

○障害者自立支援介護給付に要する経費（03010108） 715,220 千円（688,798 千円）

予算書 P69

〈国・県：536,415 千円 一財：178,805 千円〉

*** 特定財源積算根拠**

・ 国負：障害者自立支援給付費等負担金	356,026,000 円
・ 国負：障害者自立支援等医療費負担金	1,584,000 円
・ 県負：障害者自立支援給付費等負担金	178,013,000 円
・ 県負：障害者自立支援等医療費負担金	792,000 円

（目的及び期待する効果）

障害の種別（身体障害・知的障害・精神障害）にかかわらず、障害者が必要とするサービスを利用できるよう仕組みの一元化と施設・事業を再編し、サービス利用者の利用量と所得に応じた負担を行い、ルール化した財源確保及び充実した計画的な介護給付サービスの提供により障害者の自立を図る。

（内容）

・ 生活介護

常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行い、また創作活動や生産活動の機会も提供する。

利用者 171 人 459,648,000 円

・ 施設入所支援

施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事等を行う。

利用者 94 人 171,456,000 円

・ 療養介護

医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行う。

利用者 3 人 14,076,000 円

・ 居宅介護

自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等（ホームヘルプ）を行う。

利用者 29 人 36,540,000 円

・ 行動援護

自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行う。

利用者 2 人 1,464,000 円

・ 短期入所

自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等（ショートステイ）を行う。

利用者 11 人 15,444,000 円

・ 計画相談支援

障害者が受けるサービスの利用計画等を作成し、サービス利用計画やサービス利用状況が適当か検証するモニタリング等を行う。

利用者 86 人 16,512,000 円

・ 高額障害福祉サービス

世帯での福祉サービス等の合算額が基準額を上回る場合は、高額障害福祉サービス等給付

費を支給する。

利用者 5人 80,000円

○障害者自立支援訓練等給付に要する経費（03010109） 504,960千円（429,768千円）

予算書 P69

〈国・県：378,720千円 一財：126,240千円〉

＊特定財源積算根拠

・国負：障害者自立支援給付費等負担金 252,480,000円

・県負：障害者自立支援給付費等負担金 126,240,000円

（目的及び期待する効果）

障害者が生活訓練や就労に向けた訓練等を受け、自立を図る。

（内容）

・共同生活援助

夜間や休日、共同生活を行う住居（グループホーム）で、相談や日常生活上の援助を行う。

利用者 89人 195,444,000円

・自立訓練

自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練（機能訓練・生活訓練）を行う。

利用者 6人 9,048,000円

・就労移行支援

一般企業への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う。

利用者 11人 16,236,000円

・就労継続支援

一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練（A型：雇成型 B型：非雇成型）を行う。

利用者 A型 39人 B型 107人 284,232,000円

○障害者自立支援等医療給付に要する経費（03010110） 72,128千円（62,380千円）

予算書 P69

〈国・県：54,096千円 一財：18,032千円〉

＊特定財源積算根拠

・国負：障害者自立支援等医療費負担金 36,064,000円

・県負：障害者自立支援等医療費負担金 18,032,000円

（目的及び期待する効果）

障害児者が更生するための医療給付を行う。

（内容）

・障害者更生医療給付 71,904,000円

抗免疫療法（じん）4人 抗HIV療法3人 生活保護（人工透析）16人

一般（人工透析）1人 歯科矯正 1人

・育成医療給付 224,000円

そしゃく1人、心臓1人

○障害者自立支援補装具給付に要する経費（03010111） 9,770千円（9,517千円） 予算書 P70

〈国・県：7,327千円 一財：2,443千円〉

*** 特定財源積算根拠**

- ・国負：障害者自立支援給付費等負担金 4,885,000 円
- ・県負：障害者自立支援給付費等負担金 2,442,000 円

(目的及び期待する効果)

身体の不調や障害のある部分を補って、日常生活や働くことを容易にする用具を給付し、障害者の自立促進を図る。

(内容)

- ・障害者補装具 5,314,000 円
- ・障害児補装具 4,456,000 円

○地域生活支援事業に要する経費（03010112） 66,140 千円（64,031 千円） 予算書 P70

〈国・県：18,187 千円 一財：47,953 千円〉

*** 特定財源積算根拠**

- ・国補：障害者地域生活支援事業費等補助金 12,125,000 円
- ・県補：障害者地域生活支援事業費等補助金 6,062,000 円

(目的及び期待する効果)

障害者が、その有する能力や適性に応じ自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように、地域で生活する障害者のニーズを踏まえ、地域の実情に応じた柔軟な事業形態で実施できる自治体の創意工夫による効率的・効果的な取り組みを行う。

(内容)

- ・市活動支援センターの火災報知器等を老朽化により交換する。

修繕料 360,000 円（新規事業）

- ・相談支援事業

障害者又はその保護者、介護者などの相談に応じ、必要な情報提供や権利擁護等のために必要な援助を行い、精神障害者からの相談は、専門員を配置した法人に委託する。

委託先 地域活動支援センター煌（きらめき）

委託料 2,997,497 円

- ・地域活動支援センター事業

障害者が通い、創作的活動又は生産活動の提供、社会との交流促進等の便宜を図る。

委託先 煌（きらめき） 委託料 5,449,992 円

委託先 精神障害者共同作業所 委託料 8,360,200 円

委託先 障害者ワークス 委託料 25,660,000 円

委託先 身障デイサービス 委託料 661,000 円

計 40,131,192 円

- ・手話奉仕員養成事業

聴覚障害者等との交流活動の促進や、市の広報活動などの支援者として期待される日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成するための研修を行う。

137,000 円

- ・障害者（児）日常生活用具給付事業

在宅の重度障害者（児）に対し、日常生活用具を給付することにより日常生活上の便宜を図り、障害者の福祉増進に資することを目的とする。

新たに、発動発電機・蓄電池を追加することにより、たん吸引機や人工呼吸器を使用している方の安全を確保することができる。

障害者（児）日常生活用具 給付費総額 11,243,120 円

- ・障害者訪問入浴サービス給付事業

居宅において常に臥床し、自宅で入浴することが困難な 65 歳未満の身体障害者に対し身体

の清潔保持、心身機能の維持等を図るための訪問入浴サービス費用を給付する。

利用者 3人 2,971,080円

・障害者成年後見制度利用支援事業

知的障害者や精神障害者のうち判断能力が不十分な者について、障害福祉サービスの利用契約の締結等が適切に行われるための成年後見の申立に要する経費及び後見人等の報酬の全部又は一部を助成する。

医師の診断書 1人 11,000円

医師の鑑定料 1人 50,000円

成年後見人等報酬 2人 432,000円

・意思疎通支援事業

聴覚、言語機能、音声機能、視覚等の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある人などの意思疎通を仲介する手話通訳者や要約筆記奉仕員の派遣にかかる費用を給付する。

手話通訳者派遣、要約筆記奉仕員派遣

利用者 4人 275,750円

・移動支援事業

屋外での移動が困難な障害者に、外出のための支援にかかる費用を給付する。

利用者 16人 2,688,000円

・日中一時支援事業

障害者又はその保護者、介護の身体的、精神的負担の軽減を図るため、日中の間一時的に施設等での支援にかかる費用を給付する。

利用者 19人 3,420,000円

○障害児通所支援に要する経費（03010113） 248,532千円（248,280千円） 予算書 P70

〈国・県：186,399千円 一財：62,133千円〉

＊特定財源積算根拠

・国負：障害児入所給付費等負担金 124,266,000円

・県負：障害児入所給付費等負担金 62,133,000円

（目的及び期待する効果）

障害児を通所させ日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を供与し、障害児支援の強化を図る。

（内容）

・障害児相談支援

障害児が受けるサービスの利用計画等を作成し、サービス利用計画やサービス利用状況が適当か検証するモニタリング等を行う。

利用者 57人 12,996,000円

・児童発達支援

未就学の障害児に日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他必要な支援を行う。

利用者 66人 30,096,000円

・放課後等デイサービス

就学中の障害児に、授業の終了後又は休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行う。

利用者 160人 205,440,000円

○こども発達センター運営に要する経費（03010114） 7,986千円（7,279千円） 予算書 P71

〈その他：7,986千円〉

*** 特定財源積算根拠**

- ・負担金：こども発達センター利用者負担金 71,000 円
- ・諸収入：こども発達センター事業費負担金 7,915,000 円

(目的及び期待する効果)

就学前の発達に心配のある乳幼児に対し、発達段階に即した専門的な訓練を行うことにより適正な発達を促すことができる。また、家庭や幼保園と連携を図りながら、将来的に自立及び社会参加ができるよう生活全般にわたる支援を図る。

R7 年度見込 延べ利用者数 1,320 人 (R5 年度実績 1,365 人)

R6 年 9 月末時点 契約者数 66 人 (年齢は年度年齢)

年 齢	0 歳	1 歳	2 歳	3 歳	4 歳	5 歳	6 歳
契約数	0 人	0 人	1 人	5 人	17 人	20 人	23 人

(内容)

- ・発達指導員報酬 4,642,000 円
発達に心配のある乳幼児に対して、適正な発達を促すための支援を行う。
時給 1,370 円×7 時間 (1 日) × 242 日 (年間) × 2 人
- ・報償費 1,175,000 円
 - ① 公認心理師 1 人×12 回×20,000 円
乳幼児の発達や社会性など幅広い事柄について、対応の仕方の支援を行う。
 - ② 言語聴覚士 1 人×12 回×20,000 円
発語への意欲や関心、構音訓練など言葉のコミュニケーション支援を行う。
 - ③ 歯科衛生士 1 人× 5 回×20,000 円
食べる力を伸ばすとともに、咀嚼、嚥下、介助の仕方などの支援を行う。
 - ④ 作業療法士 1 人× 6 回×20,000 円
身体の動かし方や使い方、感覚の調整などを養う支援を行う。
 - ⑤ ポーテージ指導員 1 人×12 回×20,000 円
保護者と乳幼児の関わりを通して、家庭での物事の理解や社会性を支援する。
 - ⑥ 巡回相談事業 公認心理師 1 人×15 回×15,000 円
市内幼保園の教諭、保育士からの相談を受け、乳幼児への発達段階での関わり方の指導助言を行う。発達障がい児の発見や摘出が目的ではない。(市内 14 施設)
 - ⑦ 保育者向け勉強会 公認心理師 1 人× 1 回×10,000 円
保育者向けに発達障がい児との関わり方や対応の仕方などについて勉強会を開催する。
乳幼児の発達や社会性など幅広い事柄について、対応の仕方の支援を行う。

○放課後等デイサービス事業に要する経費 (03010115) 2,081 千円 (2,267 千円) 予算書 P71
(その他：1,921 千円 一財：160 千円)

*** 特定財源積算根拠**

- ・負担金：放課後等デイサービス利用者負担金 43,000 円
- ・諸収入：放課後等デイサービス事業費負担金 1,878,000 円

(目的及び期待する効果)

学童期 (18 歳まで) の発達に心配のある児童生徒に対し、発達段階に即した専門的な訓練を行う。預かり型の民間事業所と違い、親子で通所することにより、帰宅後も家庭内で療育内容を実践できるため、児童生徒の適正な発達を促すことができる。また、家庭や学校と連携を行い、将来的に自立及び社会参加ができるよう生活全般にわたる支援を図る。

R7 年度見込 延べ利用者数 480 人 (R5 年度実績 347 人)

R6 年 9 月末時点 契約者数 47 人 (年齢は年度年齢)

年 齢	7 歳	8 歳	9 歳	10 歳	11 歳	12 歳	13 歳	14 歳	15 歳	16 歳	17 歳	18 歳
契約数	4 人	7 人	10 人	8 人	2 人	2 人	4 人	5 人	1 人	0 人	0 人	4 人

(内容)

- ・報償費 200,000 円
 - ① 公認心理師 1 人× 6 回×10,000 円 (半日依頼)
児童生徒の発達や社会性など幅広い事柄について、対応の仕方の支援を行う。
 - ② 言語聴覚士 1 人× 9 回×10,000 円 (半日依頼)
発語への意欲や関心、構音訓練など言葉のコミュニケーション支援を行う。
 - ③ 作業療法士 1 人× 5 回×10,000 円 (半日依頼)
身体の動かし方や使い方、感覚の調整などを養う支援を行う。
- ・光熱水費 367,000 円
 - ① 電 気 料 (12 月) 314,000 円
 - ② 水道使用料 (12 月) 34,000 円
 - ③ 下水道使用料 (12 月) 19,000 円
- ・修繕料 170,000 円
 - ① 公用車車検 70,000 円
 - ② 建物・備品修繕等 100,000 円
- ・委託料 439,000 円
 - ① 自動ドア保守点検 91,000 円
 - ② 日常清掃業務委託 348,000 円

○社会福祉団体補助に要する経費 (03010116) 70,466 千円 (64,385 千円) 予算書 P72

〈その他：727 千円 一財：69,739 千円〉

* 特定財源積算根拠

- ・財産収入：地域福祉基金積立金利子 727,000 円

(目的及び期待する効果)

市の福祉団体及び戦没者関係団体に対し活動援助を目的とする。

(内容)

市身体障害者福祉協議会補助金	394,000 円
市視覚障害者福祉協会補助金	75,000 円
市保護司会補助金	43,000 円
市中心身障害児父母の会補助金	76,000 円
市戦没者遺族会補助金	1,590,000 円
市社会福祉協議会補助金	68,249,000 円
市更生保護女性会補助金	39,000 円

○生活困窮者自立支援事業に要する経費 (03010117) 5,996 千円 (5,472 千円) 予算書 P72

〈国・県：4,332 千円 一財：1,664 千円〉

* 特定財源積算根拠

- ・国負：生活困窮者自立相談支援事業費等負担金 3,029,000 円
- ・国補：生活困窮者就労準備支援事業費等補助金 1,303,000 円

(目的及び期待する効果)

最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある生活困窮者に対して、生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図る。

(内容)

離職等により経済的に困窮し、住居を失ったまたはそのおそれがある者に対し、家賃相当額

を支給する。支援員養成のための研修の受講により、的確な支援に繋げて困窮者の自立を目指す。生活困窮者からの相談に対応するとともに、自立に向けた計画を作成し、就労支援を行う。

・主任相談支援員報酬	2,541,000 円
・期末手当	530,000 円
・勤勉手当	445,000 円
・普通旅費	4,000 円
・費用弁償	24,000 円
・消耗品費	27,000 円
・駐車場使用料	2,000 円
・居住支援事業使用料	147,000 円
・広域実施就労準備支援事業	858,000 円
・広域実施家計改善支援事業	950,000 円
・住居確保給付金	468,000 円

○生活保護事務に要する経費（03030101） 15,411 千円（7,768 千円） 予算書 P88

〈国・県：942 千円 その他：6,385 千円 一財：8,084 千円〉

＊特定財源積算根拠

・国負：生活困窮者自立相談支援事業費等負担金	326,000 円
・国補：生活困窮者就労準備支援事業費等補助金	616,000 円
・諸収入：デジタル基盤改革支援補助金	6,385,000 円

（目的及び期待する効果）

生活保護法に基づき、生活保護の実施機関として事務を行うにあたり、その体制を整え効率化を図ることにより、制度の適正実施が期待できる。

（内容）

・診療報酬及び介護報酬事務手数料	537,000 円
・診療報酬明細書点検委託料	822,000 円
・生活保護システム改修委託料	7,230,000 円
・レセプト管理システム使用料	2,304,000 円
・生活保護システム使用料	3,560,000 円

○生活保護扶助費に要する経費（03030201） 858,374 千円（843,795 千円） 予算書 P89

〈国・県：647,210 千円 その他：288 千円 一財：210,876 千円〉

＊特定財源積算根拠

・国負：生活保護費負担金	643,560,000 円
・県負：生活保護費負担金	3,650,000 円
・諸収入：生活保護費返還金	288,000 円

（目的及び期待する効果）

要保護者に対し、一定の基準に従い必要な保護を行い、最低限度の生活を保障するとともにその自立を支援する。

（内容）

・現状（令和6年9月末現在）	
保護世帯数	380 世帯
保護人数	472 人
・扶助別内訳	
生活扶助	268,284,000 円
住宅扶助	108,004,000 円

教育扶助	1,098,000 円
介護扶助	48,960,000 円
生業扶助	804,000 円
葬祭扶助	2,340,000 円
医療扶助	425,571,000 円
施設事務費	2,559,000 円
委託事務費	499,000 円
就労自立給付金	150,000 円
進学・就職準備給付金	100,000 円

○災害救助に要する経費（03040101） 102 千円（103 千円） 予算書 P89

〈一財：102 千円〉

〔目的及び期待する効果〕

市在住者の住宅が災害等にあった場合、見舞金を支給し被災者の自立更生の援護を図る。

〔内容〕

・災害等見舞金 1件×10,000円×10回 100,000円

〔保健福祉部 こども課 所管〕

○児童福祉事務に要する経費（03020101） 21,821 千円（21,166 千円） 予算書 P78

〔総務部 総務課 所管 2,096 千円含む〕

〈国・県：3,703 千円 その他：66 千円 一財：18,052 千円〉

＊特定財源積算根拠

・国補：ひとり親家庭高等技能訓練促進費交付金	1,913,000 円
・国補：利用者支援事業費補助金	1,419,000 円
・国補：児童虐待防止対策支援事業費補助金	16,000 円
・県補：利用者支援事業費補助金	355,000 円
・負担金：日本スポーツ振興センター保護者負担金	66,000 円

〔目的及び期待する効果〕

児童福祉法の理念に基づき、児童が心身共に健やかに生まれ育成されるよう、児童の福祉の向上を図る。

〔内容〕

- ・母子家庭等児童学資金 12,450,000 円
父子家庭、母子家庭または、両親のいない家庭の義務教育就学児を養育している保護者に対し、児童一人につき月額 2,500 円の学資金を支給する。
 $2,500 \text{ 円} \times 415 \text{ 人} \times 12 \text{ 月} = 12,450,000 \text{ 円}$
- ・ひとり親家庭高等技能訓練促進費 2,551,000 円
ひとり親家庭の父または母が、就職に有利で生活の安定に役立つ資格を取得するために、養成機関で 1 年以上修学する場合に給付金を支給する。支給期間は、修業期間全期間とし上限 4 年。支給額は、住民税非課税世帯 月額 100,000 円、課税世帯 月額 70,500 円。最後の一年は、住民税非課税世帯 月額 140,000 円、課税世帯 月額 110,500 円。さらに、養成機関で 1 年以上のカリキュラムを修了し、資格の取得が見込まれる者に入学支援修了一時金を支給する。支給額は、住民税非課税世帯 50,000 円 課税世帯 25,000 円。

高等技能訓練促進費	$110,500 \text{ 円} \times 1 \text{ 人} \times 12 \text{ 月} = 1,326,000 \text{ 円}$
〃	$100,000 \text{ 円} \times 1 \text{ 人} \times 12 \text{ 月} = 1,200,000 \text{ 円}$
修了一時金	$25,000 \text{ 円} \times 1 \text{ 人} = 25,000 \text{ 円}$

○子育て支援に要する経費（03020102） 32,276 千円（43,252 千円） 予算書 P79

[総務部 総務課 所管 264 千円含む]

〈国・県：2,793 千円 その他：19 千円 一財：29,464 千円〉

* 特定財源積算根拠

・国補：子育て短期支援事業費補助金	26,000 円
・国補：利用者支援事業費補助金	2,193,000 円
・県補：子育て短期支援事業費補助金	26,000 円
・県補：利用者支援事業費補助金	548,000 円
・負担金：子育て短期支援保護者負担金	19,000 円

(目的及び期待する効果)

平成 27 年に策定した子ども・子育て支援事業計画の第 3 期子ども・子育て支援事業計画を令和 6 年度に策定し、子育て世帯を取り巻く環境の急速な変化に対応するため、子育て支援事業の充実と安心して結婚・出産・子育てのしやすい環境づくりを進め、子育てサービスのニーズを踏まえた計画を推進する。

(内容)

- ・子育て短期支援事業費委託料 99,000 円
保護者が疾病、出産、事故等で、児童の養育ができないときに、一時的に児童を福祉施設等で養育保護し、児童及び家庭の福祉の向上を図る。
2 歳未満 10,700 円×2 人×3 日=64,200 円
2 歳以上 5,800 円×2 人×3 日=34,800 円
- ・多子世帯給食費軽減事業費補助金 6,972,000 円
市内在住で、年少から中学校 3 学年までの子どもが 3 人以上いる世帯に対し、3 人目以降の 3 歳児から 5 歳児の給食費を補助する。
128 人×4,500 円×12 月=6,912,000 円
10 人× 500 円×12 月= 60,000 円
- ・新生児応援給付金 13,000,000 円
令和 4 年度からの坂東市独自の施策として、出生により初めて住民票が登録されたのが坂東市である新生児の保護者に対し、新生児 1 人につき 50,000 円の給付金を支給する。
出生者数見込 260 人×50,000 円=13,000,000 円
- ・さわやか子育て出産奨励金 8,500,000 円
令和 3 年度で終了した事業の支払経過措置(令和 9 年度まで)
本市に 1 年以上居住し、市税等の滞納がない世帯で第 3 子以上を出産した者に支給する。
※新生児応援給付金の創設に伴い、令和 4 年 3 月出生児童までを対象とする。
第 3 子以上 500,000 円（出産 1 年経過後に第 1 次支給 20 万円、3 年経過後に第 2 次支給 10 万円、5 年経過後に第 3 次支給 20 万円）
第 2 次支給 100,000 円× 7 件= 700,000 円
第 3 次支給 200,000 円×39 件=7,800,000 円

○民間保育所運営助成に要する経費（03020201） 1,390,565 千円（1,346,421 千円）

予算書 P79

〈国・県：1,014,320 千円 その他：322 千円 一財：375,923 千円〉

* 特定財源積算根拠

・国負：施設型給付費負担金	524,801,000 円
・国負：地域型保育給付費負担金	82,857,000 円
・国負：子育てのための施設等利用給付費負担金	731,000 円

・国補：地域子育て支援拠点事業費補助金	21,922,000円
・国補：一時預かり事業費補助金	5,848,000円
・国補：延長保育事業費補助金	2,712,000円
・国補：病児保育事業費補助金	3,200,000円
・国補：就学前教育・保育施設整備交付金	11,444,000円
・県負：施設型給付費負担金	223,496,000円
・県負：地域型保育給付費負担金	28,694,000円
・県負：子育てのための施設等利用給付費負担金	365,000円
・県補：施設型給付費補助金	27,388,000円
・県補：多子世帯保育料軽減事業費補助金	9,551,000円
・県補：民間保育所等乳児等保育事業費補助金	3,570,000円
・県補：延長保育事業費補助金	2,712,000円
・県補：病児保育事業費補助金	3,200,000円
・県補：地域子育て支援拠点事業費補助金	21,922,000円
・県補：一時預かり事業費補助金	5,848,000円
・県補：保育対策総合支援事業費補助金	34,059,000円
・負担金：管外民間保育所委託保護者負担金	255,000円
・負担金：保育所委託保護者負担金過年度分	67,000円

（目的及び期待する効果）

共働き家庭が増加しているため、家庭外保育を必要とする児童を保育所等に入所させることにより、親が安心して働く環境を作ることができる。また、多様化する保育需要に応えるため、様々な事業を行う保育所等に補助金を交付することにより、子育てしやすい環境の整備や地域住民と交流することによって、児童の健全育成を図ることができる。

（内容）

- 1 保育所運営委託料 7,460,000 円
保育の必要性の認定を受けた乳幼児を入所させた民間保育所に対し、運営委託料を支払い、安定した保育を提供する。
管外保育所 6 人
- 2 地域子育て支援センター事業委託料 65,765,000 円
育児不安等への相談指導や子育てサークル等の育成・支援等により、地域における子育て支援を 7 施設に委託する。
- 3 病後児保育事業委託料 5,107,000 円
病気等の回復期にあるため、保育所等での集団生活が困難な児童の保育を医療機関に委託する。
- 4 体調不良児保育事業委託料 4,496,000 円
保育中に体調不良となった園児への緊急的な対応を必要とする保育を委託する。
- 5 給付費等申請システム保守委託料 951,000 円
教育・保育施設の業務効率化や事務負担の軽減を目的として、教育・保育施設に対する給付費等各種業務についてシステムを導入し各種データの一元管理を委託する。
- 6 民間保育所等乳児等保育事業費補助金 7,140,000 円
乳児等の保育に対し、直接従事する非常勤保育士の雇用に要する費用の助成を行い、乳児保育の質の向上を図る。
 $1,428 \text{ 人（延べ人数）} \times 5,000 \text{ 円} = 7,140,000 \text{ 円}$
- 7 民間保育所等障害児保育事業補助金 1,680,000 円
集団生活が可能な日々通所できる障害児の受け入れを補助する。
重度障害児保育事業 $74,000 \text{ 円} \times 0 \text{ 人} \times 12 \text{ 月} = 0 \text{ 円}$

- 軽度障害児保育事業 $35,000 \text{ 円} \times 4 \text{ 人} \times 12 \text{ 月} = 1,680,000 \text{ 円}$
- 8 就学前教育・保育施設整備事業費補助金 12,875,000 円
施設整備事業の実施に要する経費を補助する。
- 9 延長保育事業費補助金 8,136,000 円
保育認定を受けた子どもの8時間及び11時間の開所時間の始期及び終期前後の時間を延長し保護者の多様な保育需要に対応している保育所等に対して補助する。
保育標準時間（11時間）
1時間以上（平均対象児童数3人以上）
 $1,760,000 \text{ 円} \times 2 \text{ 園} = 3,520,000 \text{ 円}$
1時間以内（平均対象児童数1人以上）
 $600,000 \text{ 円} \times 5 \text{ 園} = 3,000,000 \text{ 円}$
保育短時間（8時間）
2時間 $40,400 \text{ 円} \times 20 \text{ 人} \times 2 \text{ 園} = 1,616,000 \text{ 円}$
- 10 一時預かり事業費補助金 17,542,000 円
保護者の勤務形態の都合や急病、私的理由、その他の都合に対応するための一時的保育を保育所等で行う一般型に対し、補助する。
一般型 6園
- 11 保育体制強化事業補助金 10,320,000 円
保育士の業務負担の軽減を図ることを目的として、保育に係る周辺業務を行う保育支援者の配置を支援する。
- 12 保育補助者雇上強化事業費補助金 29,295,000 円
保育士の業務負担を軽減し、保育士の離職防止を図ることを目的として、保育士の補助を行う保育補助者の雇い上げに必要な費用を補助する。
- 13 保育環境改善等事業補助金 1,029,000 円
保育環境の向上を図るため、老朽化した設備の改修等に係る費用を補助する。
- 14 多子世帯保育料軽減事業費補助金 19,104,000 円
子どもを2人以上持つ世帯の3歳未満の児童が保育所等に入所した場合、第2子は保育料の半額、第3子以降は保育料の全額を助成し、多子世帯の経済的負担の軽減を図る。
- 15 施設型給付費 1,053,377,000 円
認定こども園に対して支払われる給付で、保護者に代わって施設が代理受領し、幼児期の教育・保育の質の向上を図る。
市内園 7園 833人 管外園 31人
- 16 地域型保育給付費 144,826,000 円
小規模保育事業者に対して支払われる給付で、保護者に代わって事業者が代理受領し、乳幼児期の保育の質の向上を図る。
市内園 4園 59人 管外園 1人
- 17 認可外保育所施設等利用給付費 504,000 円
認可外保育事業の利用者に対して支払われる給付で、利用料を助成し子育て世代の経済的負担の軽減を図る。
管外園 1人
- 18 預かり保育施設等利用給付費 454,000 円
預かり保育事業の利用者に対して支払われる給付で、利用料を助成し子育て世代の経済的負担の軽減を図る。
 $1,008 \text{ 人 (延べ人数)} \times 450 \text{ 円} = 453,600 \text{ 円}$

○児童手当支給に要する経費（03020202） 1,053,842 千円（693,000 千円） 予算書 P80

〈国・県：949,427 千円 一財：104,415 千円〉

* 特定財源積算根拠

- ・国負：児童手当負担金 845,014,000円
- ・県負：児童手当負担金 104,413,000円

（目的及び期待する効果）

児童を養育している人に手当を支給することにより、家庭における生活の安定と次代の社会を担う児童の健全な育成及び資質の向上を図る。

（内容）

制度改正により、令和 6 年 10 月から支給対象児童が高校生年代（18 歳到達後の最初の年度末まで）まで拡大されるとともに、第 3 子以降の支給月額が 30,000 円に増額された。

また、児童手当の支給に係る国の負担割合が次のとおり改正前より高くなり、県及び市の負担割合が低くなった。

	改正前			改正後		
被用者 3 歳未満	国 37/45	県 4/45	市 4/45	国 1/1	県 0	市 0
非被用者 3 歳未満	国 4/6	県 1/6	市 1/6	国 13/15	県 1/15	市 1/15
3 歳以上	国 4/6	県 1/6	市 1/6	国 7/9	県 1/9	市 1/9

1 支給対象

0 歳から高校生年代（18 歳到達後の最初の年度末まで）の児童を養育している人

- ・第 1 子・第 2 子 満 3 歳未満 月額 15,000 円
- 満 3 歳以上 月額 10,000 円
- ・第 3 子以降 一律 月額 30,000 円

2 支給時期

偶数月に年 6 回、前月までの各 2 か月分を支給

3 支給額

・被用者3歳未満（第1子・第2子）	378人	68,040,000円
・被用者3歳未満（第3子）	90人	32,400,000円
・非被用者3歳未満（第1子・第2子）	106人	19,080,000円
・非被用者3歳未満（第3子）	42人	15,120,000円
・3歳以上（第1子・第2子）	5,647人	677,640,000円
・3歳以上（第3子）	671人	241,560,000円
計	6,934人	1,053,840,000円

○児童扶養手当支給に要する経費（03020203） 182,113 千円（186,822 千円） 予算書 P81

〈国・県：60,667 千円 一財：121,446 千円〉

* 特定財源積算根拠

- ・国負：児童扶養手当負担金 60,667,000 円

（目的及び期待する効果）

父母の離婚などにより父又は母と生計を共にしていない児童の父母、又は父母に代わってその児童を養育している人に児童の健やかな成長及び父子・母子家庭等の生活の安定と自立を支援し、児童の健全な育成及び資質の向上を図る。

（内容）

1 支給対象

父又は母と生計を共にしない 18 歳未満の児童の父母、又は養育している人で前年の所得が所得制限限度内の人

全部支給

・第1子	月額	45,500 円
・第2子以降加算	月額	10,750 円

一部支給

・所得に応じて児童1人	月額	45,490 円～10,740 円
・所得に応じて第2子以降加算	月額	10,740 円～ 5,380 円

2 支給時期

- ・奇数月に年6回、前月までの各2か月分を支給

3 支給額

・全部支給	192 人	120,054,000 円
・一部支給	154 人	61,947,120 円
計	346 人	182,001,120 円

○児童遊園地管理に要する経費（03020301） 737 千円（1,925 千円） 予算書 P81

〈一財：737 千円〉

（目的及び期待する効果）

市内児童遊園地の遊具を安心・安全に使用できるように、専門技術者による定期点検を実施し、児童の健全育成に努める。

（内容）

各地区児童遊園地遊具点検業務	486,000 円
〃 撤去工事費	251,000 円

○児童センター運営に要する経費（03020401） 9,902 千円（9,638 千円） 予算書 P81

〈その他：36 千円 一財：9,866 千円〉

* 特定財源積算根拠

・使用料：行政財産使用料	36,000 円
--------------	----------

（目的及び期待する効果）

幼児や児童が安全でよりよい環境の中で過ごすために、適切な遊びの場を提供できるよう、児童センターの適切な維持管理を図る。

（内容）

- ・遊びを通しての生活指導
- ・児童センターの管理業務委託 3,969,000 円

○放課後児童対策に要する経費（03020501） 186,291 千円（173,103 千円） 予算書 P82

〔総務部 総務課 所管 532 千円含む〕

〈国・県：81,322 千円 その他：52,356 千円 一財：52,613 千円〉

* 特定財源積算根拠

・国補：放課後児童健全育成事業費補助金	39,605,000 円
・国補：放課後児童支援員等処遇改善事業費補助金	1,056,000 円
・県補：放課後児童健全育成事業費補助金	39,605,000 円
・県補：放課後児童支援員等処遇改善事業費補助金	1,056,000 円
・負担金：放課後児童クラブ保護者負担金	52,256,000 円
・負担金：放課後児童クラブ保護者負担金過年度分	100,000 円

（目的及び期待する効果）

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生児童を対象に、授業の終了後に放課後児童クラブを開設し、適切な遊びの場及び生活の場を提供することにより、児童の放課後における安

全の確保及び健全育成が図られる。

(内容)

各小学校単位に放課後児童クラブを開設

- ・市直営 5ヶ所 支援員 30人
- ・民間委託 7ヶ所 支援員 37人 委託料 105,032,000円
- ・入所見込み人数 830人

(単位：人)

区分	対象区域	クラブ名	入所予定者数	支援員数
市直営	岩井第二小	ニコニコクラブ	120	12
	弓馬田小	元気クラブ	30	4
	神大実小	ちびっ子クラブ	50	6
	七重小	なかよしクラブ	30	4
	飯島小	なつめっ子クラブ	20	4
民間委託	岩井第一小	放課後児童クラブ「けやき」	90	6
	逆井山小	若草児童クラブ	90	6
	沓掛小・内野山小	明德児童クラブ	100	6
	生子菅小	さしま保育園児童クラブ	90	6
	中川小	放課後児童クラブ「ひまわり」	90	4
	長須小	児童クラブ「青空」	60	5
	七郷小	放課後児童クラブ「あかつき」	60	4

- ・放課後児童クラブ沓掛館トイレ改修工事 5,830,000円
幼児用のトイレを改修し、児童の利便性向上を図る。
- ・放課後児童支援員等処遇改善事業補助金 3,168,000円
少子高齢化への対応の最前線において働く、放課後児童支援員の処遇改善を図る。

○認定こども園ふたば運営に要する経費(03020602) 83,340千円(77,255千円) 予算書P83
(国・県：2,067千円 その他：15,184千円 一財：66,089千円)

* 特定財源積算根拠

- ・国負：子育てのための施設等利用給付費負担金 154,000円
- ・国補：一時預かり事業費補助金 918,000円
- ・県負：子育てのための施設等利用給付費負担金 77,000円
- ・県補：一時預かり事業費補助金 918,000円
- ・負担金：延長保育保護者負担金 171,000円
- ・負担金：預かり保育保護者負担金 41,000円
- ・使用料：認定こども園ふたば保育料 9,227,000円
- ・諸収入：認定こども園給食費等保護者納付金 5,745,000円

(目的及び期待する効果)

幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づき、0歳から小学校就学前までの一貫した教育及び保育を園児の発達を考慮し展開するとともに、保護者の様々な生活形態に対応するための子育て支援に努める。

(内容)

- ・幼保連携型認定こども園 定員148名
- ・教育・保育内容の充実
- ・高齢者や近隣施設との交流事業
- ・幼保小連携のための交流事業

- ・食育の推進（収穫体験等）
- ・延長、預かり保育事業
- ・支援を必要とする幼児の保育
- ・空調設備メンテナンス（3年毎）
- ・屋外遊具点検委託（3年毎）

○一時預かり事業（ふたば）に要する経費（03020603） 79 千円（79 千円） 予算書 P85

〈国・県：52 千円 その他：15 千円 一財：12 千円〉

＊特定財源積算根拠

・国補：一時預かり事業費補助金	26,000 円
・県補：一時預かり事業費補助金	26,000 円
・負担金：一時預かり保護者負担金	15,000 円

（目的及び期待する効果）

常日頃、認定こども園等を利用していない家庭において、突発的な事情や社会参加、保護者の育児疲れなど、家庭での保育が困難な場合に一時的に児童を預かることで、安心して子育てができる環境整備と福祉の向上を図る。

○地域子育て支援センター（ふたば）に要する経費（03020604） 484 千円（484 千円）

予算書 P85

〈国・県：322 千円 一財：162 千円〉

＊特定財源積算根拠

・国補：地域子育て支援拠点事業費補助金	161,000 円
・県補：地域子育て支援拠点事業費補助金	161,000 円

（目的及び期待する効果）

子育て親子の交流の場の提供、子育て相談・援助・情報の提供を実施。また、月ごと季節ごとに事業を計画して、在園児との交流及び地域住民とのふれあいの場としての支援もしていく。

○認定こども園ひまわり運営に要する経費（03020605） 84,041 千円（76,752 千円）

予算書 P85

〈国・県：2,038 千円 その他：17,657 千円 一財：64,346 千円〉

＊特定財源積算根拠

・国負：子育てのための施設等利用給付費負担金	137,000 円
・国補：一時預かり事業費補助金	916,000 円
・県負：子育てのための施設等利用給付費負担金	69,000 円
・県補：一時預かり事業費補助金	916,000 円
・負担金：延長保育保護者負担金	252,000 円
・負担金：預かり保育保護者負担金	63,000 円
・使用料：認定こども園ひまわり保育料	10,731,000 円
・諸収入：認定こども園給食費等保護者納付金	6,611,000 円

（目的及び期待する効果）

幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づき、0 歳から小学校就学前までの一貫した教育及び保育を園児の発達を考慮し展開するとともに、保護者の様々な生活形態に対応するための子育て支援に努める。

（内容）

- ・幼保連携型認定こども園 定員 148 名
- ・教育・保育内容の充実

- ・高齢者との交流事業
- ・幼保小連携のための交流事業
- ・園内の自然を生かした異年齢児保育
- ・延長、預かり保育事業
- ・支援を必要とする幼児の保育
- ・空調設備メンテナンス（3年毎）
- ・屋外遊具点検委託（3年毎）

○一時預かり事業（ひまわり）に要する経費（03020606） 86 千円（86 千円） 予算書 P87

〈国・県：56 千円 その他：15 千円 一財：15 千円〉

＊特定財源積算根拠

・国補：一時預かり事業費補助金	28,000 円
・県補：一時預かり事業費補助金	28,000 円
・負担金：一時預かり保護者負担金	15,000 円

（目的及び期待する効果）

常日頃、認定こども園等を利用していない家庭において、突発的な事情や社会参加、保護者の育児疲れなど、家庭での保育が困難な場合に一時的に児童を預かることで、安心して子育てができる環境整備と福祉の向上を図る。

○地域子育て支援センター（ひまわり）に要する経費（03020607） 526 千円（525 千円）

予算書 P88

〈国・県：350 千円 一財：176 千円〉

＊特定財源積算根拠

・国補：地域子育て支援拠点事業費補助金	175,000 円
・県補：地域子育て支援拠点事業費補助金	175,000 円

（目的及び期待する効果）

子育て親子の交流の場の提供、子育て相談・援助・情報の提供を実施。また、月ごと季節ごとに事業を計画して、在園児との交流及び地域住民とのふれあいの場としての支援もしていく。

○幼稚園管理運営に要する経費（10040102） 125,073 千円（114,232 千円） 予算書 P146

[教育委員会 学校教育課 所管 146 千円含む]

〈国・県：81,202 千円 その他：364 千円 一財：43,507 千円〉

＊特定財源積算根拠

・国負：施設型給付費負担金	38,661,000 円
・国負：子育てのための施設等利用給付費負担金	316,000 円
・国補：実費徴収に係る補足給付を行う事業費補助金	17,000 円
・国補：一時預かり事業費補助金	4,873,000 円
・県負：施設型給付費負担金	19,331,000 円
・県負：子育てのための施設等利用給付費負担金	158,000 円
・県補：施設型給付費補助金	12,956,000 円
・県補：実費徴収に係る補足給付を行う事業費補助金	17,000 円
・県補：一時預かり事業費補助金	4,873,000 円
・負担金：日本スポーツ振興センター保護者負担金	3,000 円
・負担金：預かり保育保護者負担金	26,000 円
・諸収入：幼稚園給食費保護者納付金	335,000 円

（目的及び期待する効果）

家庭との連携を図りながら幼稚園生活を通して、生きる力の基礎を育成するよう学校教育法第23条に規定する幼稚園教育の目標を達成するための教育活動の支援に努める。

（内容）

- 1 幼稚園 定員 75 名
教育内容の充実
食育の推進（収穫体験等）
預かり保育事業
幼保小連携のための交流事業
支援を必要とする幼児の保育
- 2 一時預かり事業費補助金 14,621,000 円
保護者の急病、私的理由、その他の都合に対応するための一時的保護を幼稚園等で行う幼稚園型に対し、補助する。
幼稚園型 1 園
- 3 施設型給付費 103,236,000 円
幼稚園に対して支払われる給付で、保護者に代わって施設が代理受領し、幼児期教育の質の向上を図る。
市内園 1 園 150 人 管外園 1 人

〔保健福祉部 介護福祉課 所管〕

○高齢福祉事務に要する経費（03010301） 47,234 千円（48,168 千円） 予算書 P73

〈国・県：1,011 千円 その他：1,034 千円 一財：45,189 千円〉

*** 特定財源積算根拠**

- ・県補：老人クラブ活動等事業費補助金 1,011,000 円
- ・諸収入：福祉バス利用料 1,034,000 円

（目的及び期待する効果）

高齢者が健康で生きがいを持って生活できるよう、各種事業を実施し、福祉サービスを提供する。

また、高齢者の豊富な経験・知識能力等を地域社会に役立ててもらうことにより、明るく健康的な地域社会づくりを推進することができる。

（内容）

- ・福祉バス運行業務委託料 5,794,000 円
- ・利根老人ホーム運営負担金 14,202,000 円
- ・高齢者歩行補助車購入補助金（15 件×6,000 円） 90,000 円
- ・通話録音装置等購入補助金（5 件×4,000 円） 20,000 円
- ・市シニアクラブ連合会補助金 872,000 円
- ・市単位シニアクラブ活動補助金（67 クラブ×39,000 円） 2,613,000 円
- ・高年齢者労働能力活用事業費補助金（シルバー人材センター） 10,000,000 円
- ・ひとり暮らし高齢者「愛の定期便」事業（乳酸飲料配達による安否確認） 5,247,000 円
- ・ねたきり高齢者等介護慰労金支給事業（176 人×20,000 円） 3,520,000 円
- ・ひとり暮らし高齢者等公共交通利用料金助成事業 3,960,000 円

○老人ホーム入所措置に要する経費（03010302） 19,264 千円（22,420 千円） 予算書 P74

〈その他：2,420 千円 一財：16,844 千円〉

＊特定財源積算根拠

・負担金：老人ホーム入所措置費扶養者負担金 2,420,000 円

（目的及び期待する効果）

環境上、経済的な理由により居宅での生活が困難な高齢者を施設に入所措置を行うことにより、その心身の健康と生活の安定を図る。

（内容）

・老人ホーム入所判定委員報酬 10,000 円
・養護老人ホーム措置費 19,254,000 円

○敬老事業に要する経費（03010303） 31,680 千円（30,289 千円） 予算書 P74

〔総務部 総務課 所管 72 千円含む〕

〈一財：31,680 千円〉

（目的及び期待する効果）

長年にわたり地域社会の発展に貢献してきた高齢者の長寿を祝福し、敬老の意を表すために敬老会の開催や敬老祝金を支給することにより、自宅や地域で生きがいを持って生活が送れるとともに、市民に高齢者の福祉について関心と理解を深めることができる。

（内容）

・長寿祝報償金（100 歳到達者 19 名・101 歳以上長寿者 48 名） 430,000 円
・敬老会諸経費 10,470,000 円

（内訳）

内 容	金 額（円）
75歳以上（祝品）100歳（額）、88歳（簡）	8,207,000
演芸報償費（アトラクション出演者）	96,000
おたのしみ抽選会景品	99,000
敬老会弁当・飲物代（出席者見込2,350人）	1,412,000
式典及び演芸音響委託料	132,000
使用料及び賃借料（トラック借上料）	66,000
敬老会通知書（ハガキタイプ）【総務課】	72,000
敬老会記念品配布旅費	74,000
敬老会消耗品代	85,000
敬老会顕彰状・100歳褒状印刷代等	120,000
白布等クリーニング代	26,000
筆耕翻訳料	81,000
合 計	10,470,000

・敬老祝金

20,780,000 円

対象者	金 額（円）	見込人数（人）	合 計（円）
77 歳	10,000	857	8,570,000
88 歳	30,000	342	10,260,000
99 歳	50,000	39	1,950,000
合計		1,238	20,780,000

○介護予防生活支援に要する経費（03010304） 706 千円（706 千円） 予算書 P75

〈一財：706 千円〉

（目的及び期待する効果）

ねたきりの高齢者等に対して、各種サービスを提供し、長年住み慣れた地域社会の中で引き続き生活できるよう支援することにより、高齢者の不安を軽減し、心身の安定を図ることがで

きる。また、介護者家族の経済的な負担や精神的な負担も軽減することができる。

(内容)

- ・デイサービス事業運營業務委託料（ハートフル広侖・長寿の里・延寿館） 46,000 円
- ・ねたきり高齢者等理髪サービス助成事業 660,000 円
(要介護3以上、市民税非課税者該当 2,000 円×見込 330 枚)

○介護保険事業に要する経費（03010305） 651,083 千円（637,322 千円） 予算書 P75

〈国・県：28,434 千円 一財：622,649 千円〉

* 特定財源積算根拠

- ・国負：介護保険低所得者保険料軽減負担金 18,882,000 円
- ・県負：介護保険低所得者保険料軽減負担金 9,441,000 円
- ・県補：介護保険低所得者利用者負担対策事業費補助金 111,000 円

(目的及び期待する効果)

介護保険特別会計に市の法定負担分とされる経費を繰り出し、介護保険事業の経営基盤を強化し、運営の健全化を図る。

(内容)

- ・介護保険特別会計繰出金 648,611,000 円

(内訳)

内 容	金 額 (円)
介護給付費繰出金	483,762,000
地域支援事業繰出金(総合事業)	9,897,000
地域支援事業繰出金(包括的支援事業・任意事業)	19,254,000
その他一般会計繰出金	135,698,000
合 計	648,611,000

- ・介護事業特別会計繰出金 2,322,000 円

○緊急通報システム設置に要する経費（03010306） 2,294 千円（2,471 千円） 予算書 P75

〈一財：2,294 千円〉

(目的及び期待する効果)

ひとり暮らし等の高齢者が急病・事故など緊急時に消防署へ瞬時に通報できるシステムを設置することにより、安心して地域社会で生活することができる。

(内容)

- ・緊急通報システム管理委託料（29 台） 479,000 円
- ・緊急通報事業費負担金（西南地方広域市町村圏事務組合） 236,000 円
- ・緊急通報システム設置費・修理費（新設 15 台予定） 1,579,000 円

○岩井福祉センター運営に要する経費（03010601） 24,434 千円（23,945 千円） 予算書 P77

〈一財：24,434 千円〉

(目的及び期待する効果)

多様化する市民のニーズに効果的かつ効率的に対応するため、指定管理者制度により、岩井福祉センターの運営管理に民間等の能力を活用し、市民サービスの向上を図る。

(内容)

- ・施設運営管理委託料 24,434,000 円
岩井福祉センター施設等の維持管理、利用許可及び利用料金に関する業務を行う。

○猿島福祉センター運営に要する経費（03010602） 35,145 千円（36,065 千円） 予算書 P77

〈一財：35,145 千円〉

（目的及び期待する効果）

多様化する市民のニーズに効果的かつ効率的に対応するため、指定管理者制度により、猿島福祉センターの運営管理に民間等の能力を活用し、市民サービスの向上を図る。

（内容）

- ・施設運営管理委託料 35,145,000 円
猿島福祉センター施設等の維持管理、利用許可及び利用料金に関する業務を行う。

〔保健福祉部 健康づくり推進課 所管〕

○保健衛生事務に要する経費（04010102） 13,839 千円（15,094 千円） 予算書 P90

〈国・県：6,576 千円 一財：7,263 千円〉

* 特定財源積算根拠

- ・国補：利用者支援事業費補助金 5,137,000 円
- ・国補：新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業費補助金 152,000 円
- ・県補：利用者支援事業費補助金 1,284,000 円
- ・県補：健康増進事業費補助金 3,000 円

（目的及び期待する効果）

市民が安心して健やかに暮らせる基盤として、地域医療体制の強化を図る。また、各種健診、予防接種、健康相談の予定を市民に周知して、円滑な実施に努めるとともに、市民の健康への関心を高める。

（内容）

- 保健事業予定表 996,000 円

○休日医療対策に要する経費（04010105） 23,725 千円（23,895 千円） 予算書 P91

〈一財：23,725 千円〉

（目的及び期待する効果）

休日及び夜間における急病人等が受診できる医療体制を確保し、市民の安心感を確保する。

（内容）

茨城西南地方広域市町村圏事務組合に委託した 8 病院において救急医療業務を行う。また委託した 4 病院において、小児救急医療業務を行う。祝日及び年末・年始等における医療の確保のため、市内 1 2 医療機関の協力を得て在宅当番医制の委託を行う。

○予防接種に要する経費（04010201） 97,848 千円（115,627 千円） 予算書 P92

〈一財：97,848 千円〉

（目的及び期待する効果）

予防接種の実施によって感染症の発症及び蔓延を予防し、公衆衛生の向上及び健康の保持増進を図る。

（内容）

予防接種法に基づく各種予防接種を個別接種で実施し、接種率向上のために広報やホームページ等で予防接種の必要性を周知するとともに、対象者には個別の勧奨通知を行う。また、予防接種法に基づかない任意予防接種については、料金の一部助成を実施する。

定期予防接種

(単位：件)

予防接種の種類	予定数	予防接種の種類	予定数
高齢者用インフルエンザ	8,200	小児用麻しん・風しん混合	560
要注意者	34	B C G	250
日本脳炎	1,300	ヒブ	180
二種混合	320	小児用肺炎球菌	950
四種混合	180	高齢者肺炎球菌	370
五種混合	920	水痘	470
子宮頸がん	191	B型肝炎	710
ロタウイルス	520		

任意予防接種

(単位：件)

予防接種の種類	予定数	予防接種の種類	予定数
小児用インフルエンザ	1,800	おたふくかぜ	148
成人用麻しん・風しん混合	5	骨髄移植等の医療行為に係る任意予防接種	2

○健康増進事業に要する経費（04010202） 89,090 千円（75,835 千円） 予算書 P93

〈国・県：4,103 千円 その他：14,882 千円 一財：70,105 千円〉

＊特定財源積算根拠

- ・国補：新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業費補助金 507,000 円
- ・県補：健康増進事業費補助金 3,082,000 円
- ・県補：がん予防・検診促進事業費補助金 385,000 円
- ・県委：肝炎治療費助成事業委託金 129,000 円
- ・諸収入：各種検診個人負担金 10,000 円
- ・諸収入：デジタル基盤改革支援補助金 14,872,000 円

（目的及び期待する効果）

生活習慣病やがんの早期発見・早期治療を目的として、健康診査を実施していく。さらに、生活習慣病の発症および重症化を予防するため、食生活の改善、運動習慣の定着等、効果的な健康づくりを支援するための事業を実施していく。

（内容）

健康診査、結核・肺がん検診、胃がん検診、大腸がん検診、子宮がん検診、乳がん検診、前立腺がん検診、肝炎ウイルス検診、骨粗しょう症検診、歯周疾患検診等を実施する。健康管理意識の啓発、「栄養」「運動」「禁煙」などに関する生活習慣の改善、健康づくりを目的とした健康教育、及び健康相談を実施する。

「新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業」として、特定の年齢に達した者に対し、子宮頸がん・乳がん検診無料クーポン券と検診手帳を交付する。40歳以上65歳のうち5歳きざみの者で肝炎ウイルス検診未実施者に無料で肝炎ウイルス検診を実施する。

- ・運動教室 8日
- ・栄養教室 4日

(単位：人)

検 診 名	実 施 日 数	会 場	予定者数
結核・肺がん 検診	40 日 総合健診 15 日 (5・7・1 月) 基本健診 25 日 (6・9・10・1 月)	岩井保健センター 猿島保健センター	5,200
胃がん検診	15 日 総合健診 15 日 (5・7・1 月)	岩井保健センター 猿島保健センター	1,375
大腸がん検診	40 日 総合健診 15 日 (5・7・1 月) 基本健診 25 日 (6・9・10・1 月)	岩井保健センター 猿島保健センター 市役所	4,500
前立腺がん 検診	40 日 総合健診 15 日 (5・7・1 月) 基本健診 25 日 (6・9・10・1 月)	岩井保健センター 猿島保健センター	1,805
子宮がん検診 (集団)	22 日 (4・11・3 月)	岩井保健センター 猿島保健センター	1,734 (内クーポン 4)
子宮がん検診 (施設)	令和 7 年 4 月～令和 8 年 2 月	登録医療機関	644 (内クーポン 10)
乳がん検診 (集団)	マンモグラフィ検査 22 日 (4・11・3 月) 超音波検査 22 日 (4・11・3 月)	岩井保健センター 猿島保健センター	2,260 (内クーポン 55)
乳がん検診 (施設)	令和 7 年 4 月～令和 8 年 2 月	登録医療機関 13 か所	655 (内クーポン 25)
骨粗鬆症検診	2 日 (9 月)	岩井保健センター	435
歯周疾患検診	令和 7 年 6 月～11 月	登録医療機関	150
肝炎ウイルス 検診	40 日 総合健診 15 日 (5・7・1 月) 基本健診 25 日 (6・9・10・1 月)	岩井保健センター 猿島保健センター	345

○母子保健事業に要する経費 (04010203) 74,780 千円 (67,752 千円) 予算書 P94

〈国・県：35,221 千円 その他：403 千円 一財：39,156 千円〉

＊特定財源積算根拠

・国負：未熟児養育医療費負担金	598,000 円
・国補：親子関係形成支援事業補助金	44,000 円
・国補：乳児家庭全戸訪問事業費補助金	608,000 円
・国補：養育支援訪問事業費補助金	14,000 円
・国補：利用者支援事業費補助金	19,000 円
・国補：産後ケア事業費補助金	572,000 円
・国補：産婦健康診査事業補助金	1,300,000 円
・国補：妊娠・出産包括支援事業補助金	499,000 円
・国補：1 か月児健康診査支援事業補助金	780,000 円
・国補：多胎妊娠の妊婦健康診査支援事業補助金	62,000 円
・国補：母子保健対策強化事業補助金	1,032,000 円
・国補：妊婦のための支援給付交付金	27,000,000 円
・国補：妊婦のための支援給付費補助金	50,000 円

・国補：医療施設運営費等補助金	1,141,000 円
・県負：未熟児養育医療費負担金	299,000 円
・県補：利用者支援事業補助金	5,000 円
・県補：親子関係形成支援事業費補助金	44,000 円
・県補：乳児家庭全戸訪問事業費補助金	608,000 円
・県補：養育支援訪問事業費補助金	14,000 円
・県補：産後ケア事業費補助金	286,000 円
・県補：地域少子化対策重点推進交付金	221,000 円
・県補：妊婦のための支援給付費補助金	25,000 円
・負担金：未熟児養育医療費負担金	233,000 円
・諸収入：各種検診個人負担金	170,000 円

（目的及び期待する効果）

各健診、相談、教室を実施することで、妊産婦が安心して出産、育児に臨め、またこどもの健やかな心身の成長発達を促す。

養育者に適切な情報を提供し、育児不安の軽減や孤立の防止に努め、早期に支援していくことで虐待の予防を図る。

（内容）

妊産婦健康診査、新生児聴覚検査、乳児健康診査（個別）、未熟児養育医療事業、不育症治療費助成金事業、産後ケア事業、産前・産後サポート事業、各健診・相談・教室を実施する。

こども家庭センター事業をこども課と連携して実施し、妊産婦・乳幼児等の状況を継続的・包括的に把握し、妊娠から出産、子育て期にわたり切れ目のない支援を提供する。

また、妊婦等包括相談支援事業と妊婦のための支援給付金事業の一体的実施により、定期的なアンケートや面談による切れ目のない支援と子育て世代への経済的支援を提供する。

妊産婦・新生児・乳幼児・低体重児・未受診者等に対して家庭訪問を実施し、さらに支援が必要な家庭を早期に発見し、養育支援訪問に繋げる。

中学生赤ちゃんふれあい体験教室や市内小中学校に出向き、思春期教室を実施する。

（単位：人）

医療機関健診	受診見込み者数
妊婦一般健康診査（1人14回）	268
乳児一般健康診査（1人2回）	195
1か月児健康診査	260
産婦健康診査（1人2回）	260
新生児聴覚検査	229

（単位：人）

健診	対象者数	医師数
3か月児健診（12回）	260	延べ12
1歳6か月児健診（12回）	220	延べ24
3歳児健診（12回）	290	延べ24
2歳児歯科検診（12回）	207	延べ12

（単位：人）

教室・相談	予定者数	医師数
ハッピーバンビィクラス（14回）	95	4
離乳食相談（24回）	50	—

歯みがき教室	保育所 5	—
思春期教室（18 回）	中学校	—
乳幼児相談（12 回）	144	—
ひよこサロン（12 回）	60	—
赤ちゃんふれあい体験	10	—

（単位：人）

事業		予定者数
未熟児養育医療		13
不育症治療費助成		1
妊娠・出産包括支援事業	産後ケア	延べ 30
	多胎	5（組）
妊婦支援給付金事業	妊婦の認定後	270
	妊娠している 子どもの数	270
こども家庭センター（面接延べ回数）		800

（単位：人）

支援事業	予定者数	
あゆみ教室（4 回）	20	理学療法士等、保育士
親子教室（18 回）	65	心理相談員、保育士
ペアレントトレーニング（8 回）	64	心理相談員、保育士

（単位：人）

訪問	予定者数
新生児訪問	220
こんにちは赤ちゃん訪問	70
養育支援訪問	75